

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和2年 1月16日(木)
開会 9時30分
閉会 10時15分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)
副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘
次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也
次長(研修担当)吉村元宏
教育総務課 課長 梶屋眞
社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、主査 植村一宏
文化振興課 課長 辻上浩司
保健体育課 課長 嶋田和彦、指導主事 小野寺雄次郎
高校教育課 課長 諸岡伸、班長 萬井洋、主査 里路雅信
美術館総務課 課長 中川豊
教職員課 課長 早川巖、班長 奥山充人 主幹 湯浅秀紀

5 議案件名及び採択の結果

	審議結果
議案第57号 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第58号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

報告 1 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
報告 2 令和元年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中、5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（12月12日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第57号を審議し、公開の報告1及び報告2の報告を受けた後、非公開の議案第58号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第57号 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（林社会教育・文化財保護課長説明）

議案第57号 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年1月16日提出 三重県教育委員会 教育長。

提案理由

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

詳細は、文化振興課長より説明していただきます。

（辻上文化振興課長説明）

お手元の資料の7ページをご覧くださいと思います。

今回の規則の改正につきましては、これに先立ちます美術館条例の改正というのがございました。1年前のこの1月の教育委員会定例会でもお諮りいただきまして、その後、昨年3月の県議会で議決を経て、今年の4月1日が施行となっております。

主な改正内容につきましては、2番にございますとおり、県立美術館には主に2つの施設、具体的には県民ギャラリーと講堂がございます。このうち、県民ギャラリーにつきましては、指定管理者制度として適用するという条例の内容となっておりますので、残された講堂についての取扱いについて、今回、規則を変更するものでございます。

具体的な内容につきましては、1ページをご覧ください。改正前のものが下段、改正後につきましては、上段に記載しておりますが、例えば、下線の引いた7条の「施

設等」となっておりまして、先ほど申し上げました県民ギャラリーが除かれたことにより、「講堂等」と変更しております。

各条文につきましては、文言の整理を同様にさせていただいておりますが、1点、第10条の施設の使用の変更という規定がこれまでございませんでした。通常、各施設の貸し出しにつきましては、使用の変更の規定がございますので、この機に新たに定めるものでございます。

以降、3ページ等につきましては、各種様式となっておりますが、先ほど申し上げました施設等を講堂等に主に変更させていただきましますのと、4ページは、第10条が追加されたことに伴いまして、変更許可申請書を追加させていただいております。

説明は、以上です。

【質疑】

教育長

議案第57号については、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（公開）

（嶋田保健体育課長説明）

報告1 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報告する。令和2年1月16日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。平成31年4月から令和元年7月にかけて、全国の小学校5年生と中学校2年生の全員を対象に実施されました「全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県公立小中学校の結果の概要について報告をさせていただきます。分析については、現在、行っているところでございます。2月の総合教育会議にて報告等をさせていただく予定でございます。

まず、結果の概要といたしまして、体力の合計点についてですが、昨年度、小学校の男子、中学校の男子・女子が全国平均値を上回ったところですが、今年度は小学校、中学校の男女いずれについても、全国平均値を上回ることができませんでした。

また、昨年度との比較ということで、全国の平均値が大きく昨年度を下回ったのと同様に、本県におきましても、小学校、中学校の男女とも昨年度を下回る結果となったところです。

種目別の全国平均値との比較では、小学校、中学校合わせて34種目中、12種目が全国平均値を上回ったということ。34種目中、3種目が昨年度の数値を上回ったということで、このことについては、「2 体力テスト種目別体力合計点の結果」でお示しをしております。

まず、小学校5年生の平均値です。調査項目につきまして、表にありますように左

側に男子、右側に女子を記載しております。この表は、黄色で塗ってある種目が全国平均値を上回った種目です。男子が3種目、女子が4種目となります。

なお、赤の上向きの矢印は、昨年度の三重県平均値を上回った種目で、男子が1種目、女子が2種目です。

なお、お示しはしていませんが、全国平均値は昨年度を上回った種目が、女子の長座体前屈が昨年度と全く同じ数値であったこと以外、ほかの種目については全部下回っている結果でした。

2ページをご覧ください。同様に中学校2年生の平均値を示したものです。黄色矢印は同じ状況でございます。全国平均値を上回った本県の種目につきましては、男子が1種目、女子が4種目でした。

昨年度の三重県平均との比較では、残念ながら本県の数値を上回ることができた種目はございませんでした。全国平均値におきましては、昨年度を上回ったのは、男女共、長座体前屈のみということで、それ以外は下回っている状況でございます。

3ページをご覧ください。本調査開始以降の全員を対象とした調査の体力合計点の経年変化を示しております。ご覧いただくとおわかりかと思いますが、昨年度と比較して、全国、本県ともに体力合計点を大きく下げている状況です。全国の男子は、平成20年度の調査開始以来、最も低い数値になっています。

そういった状況の中ですが、本県の中学校2年生の生徒は、3年前の平成28年の調査を小学校5年生で受けているということですが、平成28年度では男子の全国平均値との差が0.40ポイントありましたが、今回の調査では0.09ポイントに縮めています。女子も0.67ポイントあった差を0.17ポイント縮めております。得点方法の基準が違うということもありますが、全国との差を縮めております。

小学校の女子は、これまで一度も全国平均値を上回ったことがありませんが、その差は、0.11ポイントということで、これまでで一番全国に近づいている状況がありまして、子どもたちが体力向上に向けて頑張っており、一定、見られるのではないかと考えているところです。

4ページをご覧ください。体力合計点の低下の結果に関する全国と本県の状況ということで、体力合計点の低下に対し、国が推察する主な背景として、4項目を伺っております。それぞれについて全国および本県の状況をお示ししております。1つ目が、授業以外の運動時間の減少についてということで、全国では1週間の運動時間、体育の授業以外ですが、420分以上の割合の児童生徒が小中学校ともに減少しているということ。これにつきましては、三重県は下のほうですが、同様に1週間の運動時間が420分以上の割合が小中学校ともに減少しているという結果となりました。

5ページをご覧ください。2つ目に、平日1日当たりのテレビ、スマートフォン等による視聴時間の増加ということがありました。これにつきましては、三重県における平日1日あたり、1時間以上のテレビ、スマートフォン等による視聴時間の割合は、全国と比べ小中学校ともに高くなっている状況です。まず、小学校5年生の男子についてです。平日では1日当たりのテレビ、スマートフォン等の視聴時間が増加しており、長時間化していると。三重県も同様の結果になっている状況が見られました。

小学校5年生の女子は、全国では平日1日当たりの視聴時間は増加しているという

結果ですが、三重県は視聴時間が3時間以上ある児童は減少している傾向も見られました。

6ページをご覧ください。中学校2年生の男子ですが、全国では平日1日あたりの時間は増加しており、長時間化していると。三重県も同様の結果でありました。中2については、全国ではやはり視聴時間が増加しており、三重県も同様の結果になったことをお示ししています。

7ページです。3つ目として、肥満の児童生徒の割合です。肥満度20%以上ということで、参考資料参照とありますが、下のほうに参考資料を付けさせていただきました。肥満度20%というのが、どういう計算方法なのかというのを下のほうにお示しさせていただきましたので、見ていただきたいと思います。判定基準を右下に示しておりますが、20%から29.9%が軽度肥満となっております。ここから肥満度の数値が高い生徒を肥満という形で、この数値の中に含んでいます。

全国の状況としても、上のほうで示していますように増えているということですが、本県の状況としても、これまで全国と比較して全体として低い状況でしたが、小中学校ともに全国同様に増加していると。特に女子の増加率が高く、全国の割合も、わずかですが上回っている結果も見られました。

8ページをご覧ください。最後に、朝食を食べないと答えた児童の増加ということで、全国では朝食を食べない日もあると答えた小学生の割合が増加しているということで、30年、31年の状況をお示しました。

三重県も同様に朝食を食べない日もあると答えた児童の割合は増加しているということです。その割合は、全国よりも若干ですが上回っていたことがわかってまいりました。

4つの項目の説明については、以上でございます。

なお、別冊としまして、今年度の調査項目についての報告書もご用意させていただきました。個々の内容につきましては、ご説明はさせていただきますませんが、ぜひ、ご覧いただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

説明は、以上です。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

全国の体力合計点も下がっているということで、それに合わせるようにどうなのか、合わせたような形で三重県も下がっていると。4ページからの分析がありますが、これは2年生もスマホの時間というのが、結構、前に出ているんですが、例えば、部活指導方針の転換がありましたね。こういったことは関係、影響していないのかどうかということについては、どうなのでしょう。

保健体育課長

部活動の影響も全くないとは言えないと思っておりますが、小学校のほうも中学校と同様に下がっていますので、部活動だけに原因を今の時点で求めるのは、は

っきり明言するのは難しいのではないかと考えています。

部活動については、練習時間も短くなったということで、より効果的で効率的な練習ができるようにというような方向で、本課としても、部活の顧問であるとか、外部指導者と打ち合わせをして、指導力向上に努めていきたいと考えているところです。

森脇委員

一方、スマホ等の影響ですが、これは去年、急激に増えたというわけではないんでしょうか、逆に言うと。あまりそこに大きな原因を求めるのはどうかなと思うんですね。どうしてこんなに下がってしまった、全国も含めて、三重県もそうですが。それについては、やはりスマホと考えていらっしゃるのでしょうか。

保健体育課長

そういった時間があることで運動する時間は少なくなります。それは同じ24時間の中での話ですので。当然、運動時間が長ければ体力も上がるということは当然あるかと思えますので。スマートフォンも大きな原因の一つ、それだけにというのは、先ほども運動時間ということでお伝えさせていただきましたが、それだけではありませんが、やはりこういったものが大きく影響はあるんだろうとは考えております。

森脇委員

急に下がったので、ちょっとどうなのかなということは、すごく。

保健体育課長

それについては、私も国の担当の方ともお話をさせていただきましたが、やはり体力というのは、今までの積み重ねという部分もあるので、例えば、部活にせよ、スマートフォンにせよ、時間が長くなったので、すぐにそれが出るものではないのかなというのもございます。

森脇委員

では、この学年をたまたまずっとうまく蓄積ができてこなかったという捉え方もできるということですか。

保健体育課長

そこは、3ページにございますように、小学校5年生のときに全国平均値が今まで縮まっていたのが、一旦、広がった学年ということがございましたので、そういった意味で、もう少しで全国平均値まできたなというのがあって、残念だったところもありますが、そういったことだけではないとは思いますが、頑張ってくれてはいるはずですが、そういった積み重ねも、いろんなことの重なりがあったかということです。

森脇委員

次の年にどうなるかというのは、すごく問題ですよ。つまり、これが一過性のものなのか、それとも学年の特質というのは、多分、学調でもあるので、同じようなことがあるとは思いますが、その前の年がピークだったというふうに見ることがないようにするにはどうしたらいいかというのが課題かなと。

保健体育課長

そうですね。ただ、運動時間もスマホの時間もなかなか劇的に今から変化するというのは、なかなか難しい話なので、急に情報転換していくというのも、難しいところもあるかとは思いますが、できる範囲の取組をしていかなければならないと思ってい

ます。

大森委員

森脇委員と同じ点ですが、要は体力をつけるということは、ある程度の負荷を課さないといけないということですが、学調との関係性も調べてもらったほうがいいかもしれないですが、学校教育の方法は変わって、ある程度は子どもたちに負荷を課さなくて、自己肯定感で君の頑張れる範囲で頑張ったらいよいよというような、学校教育が変わってきたことによって、1年生から4年生の間の負荷があまり課されてなくて、体力が付いていない。

つまり、知・徳・体のところの体の話を今日はされていると思うんですが、そういう学校教育自体、三重の教育自体の学校教育が変わってきた影響はないのかなと。これだけ下がってくるというのは、私たち、大学生を見ているときに、非常に最近多いのは、体力がなくて、すぐに熱を出す子が多いんですね。こんなに大学生は弱いのかなと思うぐらい弱くて、聞いていると、最近の大学生は自己肯定感がすごく認められて育ってきている子たちが多いので、全てに受け入れられるというのはありますが、体力をつけようと思うと、ある程度の負荷は必要じゃないかと思うんですね。その辺、どうですか、そういった影響は。

保健体育課長

そういったご意見もご参考にさせていただきたいと思うのと同時に、子どもたちって、なかなか上からやりなさいと言われてやることよりも、自分たちで積極的にやりたいと思うことはどんどんやっていくということがあるかと思います。ですので、授業改善ということにも力を入れて、子どもたちがもっと運動したいな、例えば家でゲームしているよりも、もっと運動したいよね、というところにもつながっていくんじゃないかなとも思いますので、そういった方向での取組というのもしていきたいと思っています。

原田委員

今、お話されていた、やりたいなというところ、子どもたちが楽しく運動に取り組むというところにおいては、子どもたちの運動環境を学校生活の中で、例えば部活動とか。部活動に入る入らないで、随分とやりたい場所がないみたいなおところにおいて、最近ではゆる部活みたいなのも言われていると。競技性がどうしても、今まで、現代的にガイドラインの改善もあつたりで、競技性ではないところを見ていかなければいけないところもありつつも、中学校部活動だったり、高校部活動になってくると、競技性というところに特化されているので、取組として何かそういうのを三重県としてゆる部活とか、軽やかな部活とか書いたりするだけ、軽運動部というのが全国的には少しずつは取り組まれていると聞いたことがあるのですが、何かそういったところも。

保健体育課長

現在、一部の中学校でそういった部活を既に設置しているところも聞いてはおります。

学校体育の市町の担当者が集まるような場でも、そういった情報は、どんどん提供はさせていただくようにはしています。

今、全員クラブ加入制という学校が、大分前まではほとんどでしたが、そういうこ

とではなくなってくる中で、運動をさせていく環境を、何となくやりたいクラブがなかったりというのものもあるかも知れませんが、あるいは、少し運動したいという子どもたちがいるという中で、そういったところを担ってもらえる学校というの、やはりこれから必要になってくるのではないかと考えています。

原田委員

取組も例えばヨガとか、そういった形のも取り組んでいる高校があるとか、運動のあり方が、大人で言う健康増進、競技ではなくて、そういうところにも視点を置いて進めていくといいかなとは思っています。

教育長

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 令和元年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について（公開）

（諸岡高校教育課長説明）

報告2 令和元年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

令和元年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について、別紙のとおり報告する。令和2年1月16日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

それでは、資料の1ページ「1 趣旨・目的」をご覧ください。

この制度は、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績を上げた事業所に対し、感謝状及び特別感謝状を贈呈し感謝の意を伝えるとともに、その功績を広く県民に周知することにより、キャリア教育を推進することを目的としています。

次に、「2 制度の概要」の（1）をご覧ください。感謝状については、連続して5年以上インターンシップを受け入れる等、キャリア教育の推進に協力していただいている事業所に対して「職場体験、インターンシップ等」部門と「デュアルシステム」部門に分けて贈呈しています。

本年度の感謝状の贈呈については、3のとおり、「職場体験・インターンシップ等」の部門の17事業所、デュアルシステム部門の4事業所の合計21事業所に行います。

贈呈事業所は、2ページのとおりで、学校への支援内容等は4ページから8ページに記載しております。

続きまして、1ページ「2 制度の概要」の（2）をご覧ください。特別感謝状は感謝状の贈呈を受けて以降、連続10年にわたってインターンシップを受け入れる等の要件を満たした事業所に対し、平成28年度から贈呈しています。本年度は、4のとおり、要件を満たす6事業所に対して、特別感謝状及び記念品を贈呈します。贈呈事業所は3ページのとおりです。

なお、記念品は伊賀白鳳高等学校と伊勢工業高等学校の生徒が記念盾を製作し、白子高等学校家庭学科の生徒が染めた風呂敷でラッピングを行います。

次に、1ページの「5 感謝状贈呈式」をご覧ください。感謝状贈呈式は、2月18日（火）に「三重県総合文化センター 小ホール」にて開催するキャリア教育フォーラムにおいて行い、教育長から感謝状を贈呈いたします。

なお、参考資料として、9ページ以降に本制度の要領及び細則を添付いたしました。報告は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第58号 職員の懲戒処分について（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。